

役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)の定款第17条第3項及び第34条第3項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わず、かつ費用とは明確に区別されるものをいう。
- (3) 費用とは、役員等としての職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)、使用料及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 指導センターは、役員等に対して報酬等を支給しない。

2 使用人を兼務する理事に対しては、使用人の職務の対価として別に定めるところにより給与等を支給する。

(費用の弁償)

第4条 指導センターは、役員等が、その職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、必要と認められる場合においてその弁償をすることができる。

2 前項の弁償する費用のうち旅費(宿泊費を含む。)の額については、岐阜県職員の例により決定するものとする。

3 費用の弁償は、本人の請求があった日から遅滞なく本人に対し現金で支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって現金で支払うものとする。

(公表)

第5条 指導センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センターの登記の日から施行する。